

(公社) 沖縄県建築士会の再雇用規程を新設する試案について

新改正する試案

公益社団法人沖縄県建築士会 再雇用規程

新設理由

- ・従前より定年退職者の再雇用に関する規定が制定されていないため、今般「公益社団法人沖縄県建築士会就業規程」の一部改正に伴い、再雇用規程を新設する。

メンバーズコメント等の募集

本会の規程の新設試案について、会員（事務局職員を含む。）の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和2年3月23日(月)～令和2年4月24日(金)

2. 意見の提出先等

- ①本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ②電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ①ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ②書式は、自由とします。

公益社団法人沖縄県建築士会再雇用規程 試案

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会就業規程第16条に基づき、定年退職者の再雇用に関する事項を規定する。

(再雇用の定義)

第2条 再雇用とは、定年時にいったん退職し、雇用関係を打ち切った後、あらためて雇用することをいう。

(再雇用の対象者)

第3条 定年到達後、再雇用を希望する従業員については、次の基準に合格したとき再雇用を行う。

- ①健康な者（会社指定医の健康診断により判定する。）
- ②過去2年間の出勤率90%以上の者
- ③勤務成績良好な者

ただし第②号に該当しないときで、特別に考慮する必要がある者については、第②号の基準を緩和することがある。

(再雇用者の配転・職種転換)

第4条 会社は再雇用するとき、当人の能力・身体状況、その他を考慮して、職場・職種の転換を行うことがある。

(雇用形態の名称)

第5条 再雇用者の雇用形態の名称は「嘱託社員」とする。

(雇用期間)

第6条 雇用期間について、次のとおり定める。

- ①嘱託社員の雇用期間は最長5年とする。
- ②嘱託社員は、1年ごとの嘱託契約（雇用延長契約書）を締結するものとする。

(雇用契約の打ち切りの特例)

第7条 前条（雇用期間）の規定にかかわらず、経済情勢の変動により、経営上雇用契約継続が困難になったとき、または嘱託社員が就業規程第19条各号のいずれかに該当するときは、雇用契約を打ち切ることがある。

(賃金形態)

第8条 嘱託社員の賃金形態は、個別の契約による。

(賃金の改定)

第9条 嘱託社員には、定期昇給を行わない。

(退職金)

第10条 嘱託社員が退職するとき退職金は支給しない。

(年次有給休暇)

第11条 嘱託社員の年次有給休暇は、定年前の勤続年数を通算した日数による基準で、その休暇を与える。

(勤続表彰)

第 12 条 嘱託社員には、勤続表彰を行わない。ただし、定年前に勤続表彰受賞資格を得ているときはその表彰を行う。

付 則

(施 行)

第 13 条 この規程は令和 2 年 月 日より施行する。